



下水道のしおり

水の星
支えるあなたに
ありがとう

第63回下水道いろいろコンクール／国土交通大臣賞受賞標語

もくじ

はじめに	1
下水道ができると	1
下水道の財源	1
下水道が使えるまで	2
公共下水道と宅地内排水設備	3
公共ます等設置申請書の書き方	5
受益者負担金	7
受益者申告書の書き方	10
供用開始になったら	11
水洗化工事（宅地内排水設備の設置）	12
水洗便所改造資金の貸付け	13
私道への公共下水道の敷設	14
下水道の使用料	15
下水道使用料早見表	16
私たちの下水道を大切に	17
私たちの生活排水は	18

姫路市上下水道局

はじめに

下水道は、快適な市民生活や河川等の水質保全などに不可欠な施設です。

姫路市では、市政の最重点施策の一つとして、下水道の整備に全力で取り組んでまいります。市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

下水道ができると

- 清潔で住みよい環境のまちになります
- 川や海の水がきれいになります
- さわやかな水洗トイレが使えます

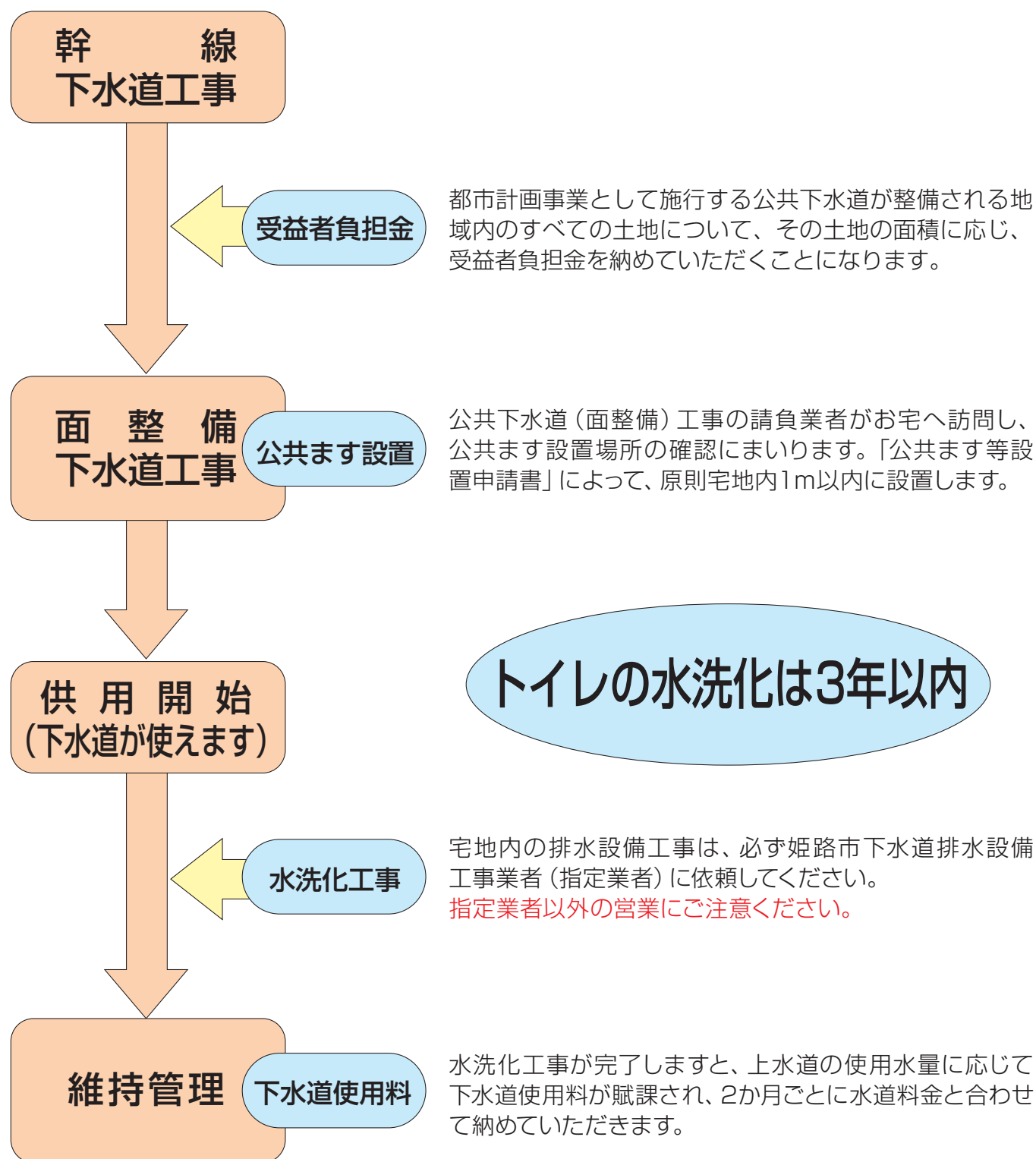


下水道の財源

下水道の建設には、多額の資金が必要です。この財源として

- ① 国からの補助金
- ② 市債
- ③ 受益者負担金等があります。

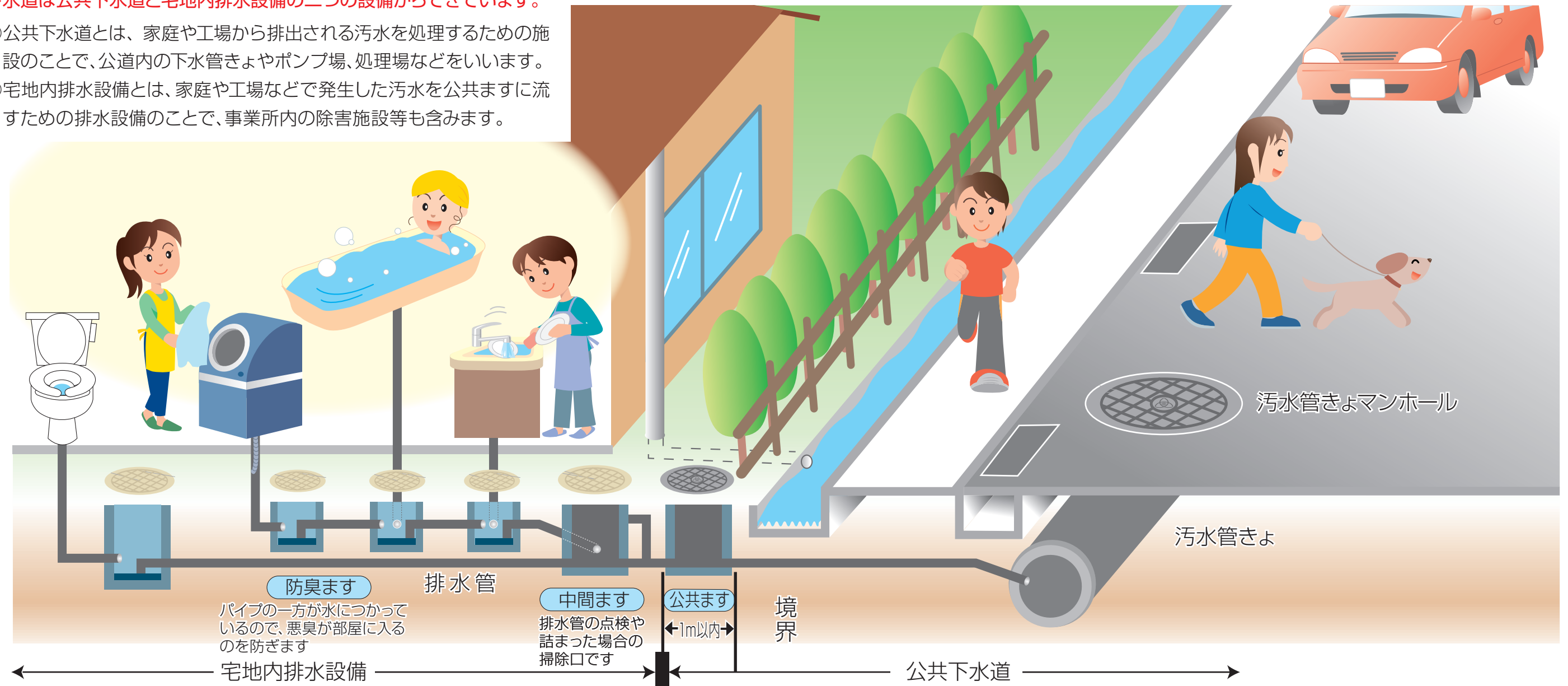
下水道が使えるまで



公共下水道と宅地内排水設備(分流式)

下水道は公共下水道と宅地内排水設備の二つの設備からできています。

- 公共下水道とは、家庭や工場から排出される汚水を処理するための施設のことで、公道内の下水管きょやポンプ場、処理場などをいいます。
- 宅地内排水設備とは、家庭や工場などで発生した汚水を公共ますに流すための排水設備のことで、事業所内の除害施設等も含みます。

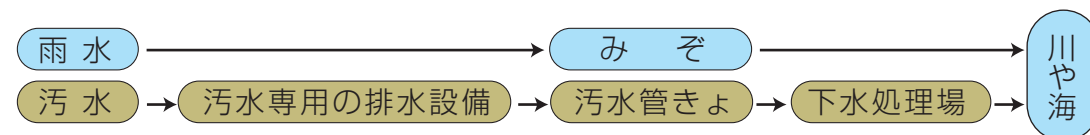


建物の持ち主などが設置し、維持管理を行います。

市が建設し、維持管理を行います。

姫路市の下水道は分流式（一部の地域は合流式）

姫路市の下水道は汚水と雨水を別々に流す「分流式」で整備を進めています。汚水は、下水道管を通して下水処理場に集められ、きれいな水にして川や海に流されます。雨水はみぞを通り、そのまま川や海に流れていきます。



公共ますは直径約30cmの円形のものですが、設置工事に際しては約1m四方の土地を必要とします。

公共ます

公共ますとは、市が建設した下水道本管と宅地内の排水管とを接続するための「ます(かいしょ)」のことです。

公共ますは、「公共ます等設置申請書」によって、**市が設置し、維持管理も市が行います。**

管理上の支障をきたすので、公共ますの上に物を置かないでください。

公共ます等設置申請書の書き方

公共ますの設置について

公共ますは1宅地（一続きの宅地）に1個、原則官民境界から1m以内の宅地内（支障物件のない場所）に市が設置し、維持管理も市が行います。

1宅地の面積が500㎡以上の場合は、市の負担で2個設置することもできます。現在さら地の土地については、建物を建築する際に設置することも可能です。この場合でも公共ますは、市の負担で設置します。

公共ますは、一度設置するとつけ替えは自己負担となります。宅地内の排水経路等を考慮の上、設置箇所を決めてください。

① 申請者

公共ます等設置申請者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

② 設置場所

公共ます等の設置を希望される土地の所在地

③ 土地の面積・設置希望個数

- (1) 家屋が建築されているとき、または宅地等で土地を有効利用されているときはその画地面積、それ以外のときは一筆の面積
- (2) 公共ます等設置希望個数（原則として1個）

④ 土地の状況

該当項目に☑をしてください。

- (1) 家屋敷地とは、家屋が建築されている土地
- (2) 造成宅地とは、宅地造成されていつでも家屋が建築できる土地
- (3) 宅地化確定地とは、宅地以外で時期を定めて農地法等の許可を得て宅地造成される見込みのある土地
- (4) 公共ます等の設置希望位置が公道に面している
- (5) 公共ます等の設置希望位置が私道に面している
- (6) 公共ます等の設置希望位置が公有水路に面している（水路の幅、深さを記入）

⑤ 建物の状況

該当項目に☑をしてください。

- (1) 住居とは、住宅等人が居住する建物（一戸建のときは居住人数を、集合住宅・アパート・マンション等は世帯数と居住人数を記入）
- (2) 非住居とは、(1) 以外の建物（店舗、事務所等）

⑥ 設置位置

- (1) 家屋が建築されているときは、隣接道路、敷地境界、敷地内の建物の位置、ます設置希望位置等を記入してください。建物の位置図については、建物の配置、特に台所、風呂、トイレの位置を記入してください。
- (2) 家屋が建築されていないときは、隣接道路、敷地境界、ます設置希望位置等を記入してください。

⑦ 建物の使用形態

貸家、テナントにされている方は、☐ 貸家に使用に☑をしてください。

⑧ 汚水の種類

該当項目に☑をしてください。

- (1) 生活排水とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、風呂等からの汚水
- (2) 業務排水とは、事業等に伴って排出される汚水（業種を記入：例・クリーニング、ガソリンスタンド等）

⑨ トイレの種別

現在使用されているトイレの種別について、該当項目に☑をしてください

⑩ 使用水

現在使用されている生活用水について、該当項目に☑してください。上水道を使用されている方は「水道使用水量等のお知らせ」（16ページ参照）の上水道メーターの番号または使用者番号を記入してください。

(記入例)

公共ます等設置申請書			
(宛先) 姫路市上下水道事業管理者		令和 年 月 日	
① 申請者住所 〒670-0955 姫路市安田四丁目1番地 氏名 姫山太郎 TEL 221-2664			
② 設置場所 姫路市 安田四丁目1番地			
③ 土地の面積 400 m²		⑥ 設置位置 (隣接道路、敷地境界、建物位置、ます設置希望位置等の略図)	
④ 土地の状況 ☒ 家屋敷地 ☐ 宅地化確定地 → (現況地目) ☒ 公道に面している ☐ 公有水路に面している → (幅 m、深さ m) ☐ 造成宅地 ☐ 私道に面している		N K-台所 B-風呂 T-トイレ	
⑤ 建物の状況 (計画中のものは、完成後の状況を記入のこと) ☒ 住居 (住居兼店舗、事務所等を含む) ☒ 一戸建 → (居住人数 5 人) ☐ 集合住宅 → (世帯数 世帯) ☐ 非住居 (店舗、事務所等)		⑦ 建物の使用形態 ☒ 自己使用 ☐ 貸家中使用	
⑧ 汚水の種別 ☒ 生活排水 ☐ 業務排水 業 種			
⑨ トイレの種別 ☒ くみ取り便所 ☐ 浄化槽式水洗便所		⑩ 使用水 ☒ 水道水 ☐ 水道水と井戸水 ☐ 井戸水 メーター番号 又は 使用者番号 987-4567-00	
取付の可否 可・否		理由	

添付書類： ①設置場所の位置図 (住宅地図でも可)
 ②設置場所の地番及び土地所有者が確認できる書類 (公図・登記事項要約書など)
 ③申請者と土地所有者が異なる場合は、別紙「土地使用承諾書」

※ 申請書は姫路市公式ホームページからもダウンロードできます。

受益者負担金

公共下水道が整備されれば、私たちの生活はずっと快適になります。しかし、下水道施設は、道路や公園のように一般の公共施設とちがって、利用できる人が限られています。この限られた人のために市民のみなさまの税金で事業を実施すれば“負担の公平”を欠くことになってしまいます。

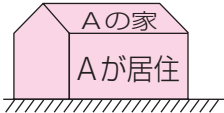
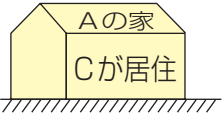
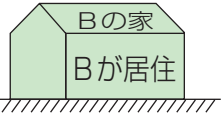
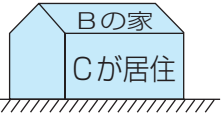
そこで、公共下水道が整備される地域のみなさまに下水道事業の建設費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが受益者負担金制度です。

1. 負担金の対象となる土地は……

公道（国道・県道・市道）を除き、市街化区域内で都市計画事業として施行する公共下水道が整備される地域のすべての土地が対象となります。市街化調整区域内では、宅地及び建築物の建築が可能な土地が対象となります。

2. 負担金を納めていただく人（受益者）は……

下水道が整備されることによって、下水道を利用できる区域内の土地の所有者をいいます。ただし、その土地が地上権、質権、使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用は除く）の目的となっている場合は、「受益者申告書」の申告によって、権利者が受益者となり、その人に負担金を納めていただくことになります。

			
Aの家 Aが居住	Aの家 Cが居住	Bの家 Bが居住	Bの家 Cが居住
Aの土地	Aの土地	Aの土地	Aの土地
Aの土地にAが家を建てAが住んでいる場合	Aの土地にAが家を建てCに貸している貸家アパート等の場合	Aの土地にBが家を建てBが住んでいる場合	Aの土地にBが家を建てCに貸している貸家アパート等の場合
受益者はA		受益者はAまたはB	

3. 負担金額は……

受益者負担金は、その土地に一度限り賦課されるもので、土地の面積に応じ、以下の計算方法で算出します。

$$\text{単位負担金額}(1\text{㎡当たりの単価}) \times \text{土地の面積(公簿による)} = \text{負担金額}$$

単位負担金額

負担区	金額	
第1負担区	200円	旧姫路市の平成13年4月1日現在の市街化区域
第2負担区	600円	旧姫路市の平成13年4月1日現在の市街化調整区域 (平成13年4月2日以降に市街化区域になった区域を含む)
第3負担区	500円	旧香寺町区域

4. 負担金の納付方法は……

分割納付と一括納付の方法があり、「受益者申告書」により申告していただきます。

ただし、負担金額が12,000円未満のときは一括納付になります。

(1) 分割納付の場合

3年に分割し、年2回（8月または12月と2月）の計6回に分けて納めていただきます。

年 度	期別	納 期	納付金額の例（198,300円の場合）
第1年度	1	8月1日～8月末日 または12月1日～12月末日	33,300円
	2	2月1日～2月末日	33,000円
第2年度	3	8月1日～8月末日	33,000円
	4	2月1日～2月末日	33,000円
第3年度	5	8月1日～8月末日	33,000円
	6	2月1日～2月末日	33,000円

注意！ 分割納付中に受益者が変わったときは

受益者負担金の納付が完了するまでの間に、土地の売買その他の理由により受益者に変更があり、残りの負担金を新しい所有者に納めていただく場合は、必ず上下水道サービス課に「下水道事業受益者異動申告書」を提出してください。

提出されませんと、実際に土地の売買等がなされても、そのまま旧所有者に負担金を納めていただくことになりますのでご注意ください。

(2) 一括納付の場合

第1年度の第1回目の納期内に一括で納めていただきます。

5. 負担金の納付場所は……

ゆうちょ銀行を除く市内の金融機関（銀行、農協、信用金庫等）で、納付書により納めていただきます。※口座振替制度はありません。

（姫路市内に本支店がある金融機関に限り、市外の本支店でも納めることができます。）

6. 負担金の賦課猶予と減免について……

(1) 負担金の賦課猶予

市街化区域内の次に該当する土地については、申請により負担金を納めていただく時期を猶予(先送り)することができます。希望される方は、上下水道サービス課まで「下水道事業受益者負担金賦課猶予申請書」を提出してください。

土地の現況	猶予期間
田・畑・山林・原野	2 年
ため池・スポーツ広場・ちびっこ広場	4 年

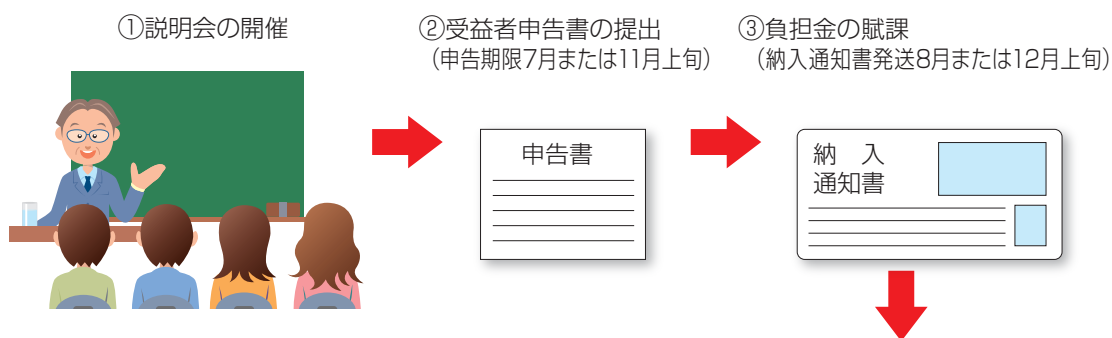
※市街化調整区域内の土地は建築物の建築が可能となったときに賦課されます。

(2) 負担金の減免

次に該当する土地については、負担金の一部又は全部を減免することができます。該当する場合は、上下水道サービス課まで「下水道事業受益者負担金減免申請書」を提出してください。

土地の使用形態等	減免率
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 (買収面積が確定している場合に限る。)	100%
私道・墓地・集会所等の土地	
保育所・老人ホーム・境内地等の土地	75%
高圧線下で一定の制限を受けている土地	25%

7. 説明会の開催から負担金の納付まで……



※受益者申告書は、必ず、期日までにご返送ください。ご返送のない場合は、内容に変更がないものとして分割納付で負担金を賦課させていただきます。



供用開始になったら

公共下水道が整備され下水処理場で汚水进行处理する区域は、「処理区域」として告示され、公共ますを設置した方には郵便で供用開始日をお知らせします。

処理区域内の建物の所有者には、下水道法等により、供用開始の日から3年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造し、風呂・台所などからの生活雑排水を公共下水道へ直結することが義務づけられています。

浄化槽を設置している方についても、排水設備を設けて、公共下水道へ直結する工事をしてください。

※供用開始日のお知らせが届くまでは、宅地内排水設備の設置を行わないでください。

(下水道工事が終了していても、下流域の工事未完成等により、使用ができない場合があります。)

生活排水が水路等を汚しています。 一日でも早く下水道への接続を！

水洗化工事(宅地内排水設備の設置)をしていただかないと、生活排水が川や水路に直接流れ出し、悪臭や水質汚濁の原因となり、その結果、近隣に不快な思いをさせてしまいます。また、下水道に接続することにより、あなたの家庭も衛生的で快適な生活を送ることができるようになります。くみ取りはもちろんのこと、浄化槽のご家庭も、一日でも早く下水道への接続をお願いします。



☆近隣の水路等が汚れていませんか？

周辺住民の方が接続しても、あなたの家庭が接続しなければ、水路等は汚れたままで、苦情の原因になります。

除害施設の設置について！

下水道はどのような汚水でも処理できるわけではありません。基準値以上の排水が流入すると、管きょが損傷し、処理場の機能がまひします。このような排水を出す場合は、除害施設の設置と届出が必要です。

＊「工場・事業場排水の手引き」参照

【お問合せ先】 下水道管理センター ☎ 234-6073

水洗化工事（宅地内排水設備の設置）

1. 水洗化工事（宅地内排水設備の設置）は姫路市下水道排水設備工事業者（指定業者）に直接申し込んでください

指定業者は姫路市公式ホームページから確認できます。

姫路市の指定を受けていない業者は、水洗化工事を行うことができません。

2. 見積書をもらってください

工事の契約をする前に、見積書をもらって内容をよく検討し、あとで金銭面等のトラブルのないようにしてください。

3. 工事の契約をしてください

工事は、建物の増改築の工事と同様に、みなさま方と指定業者との直接の契約で行うものです。

4. 申請の手続は

市へ提出する申請書類の作成は、指定業者がお手伝いしますが、内容をよく確認して、必ず自分自身で行ってください。

また、貸付制度（P.13参照）を利用されるときは、工事の契約と一緒に申し込んでください。

5. 申請書類の審査

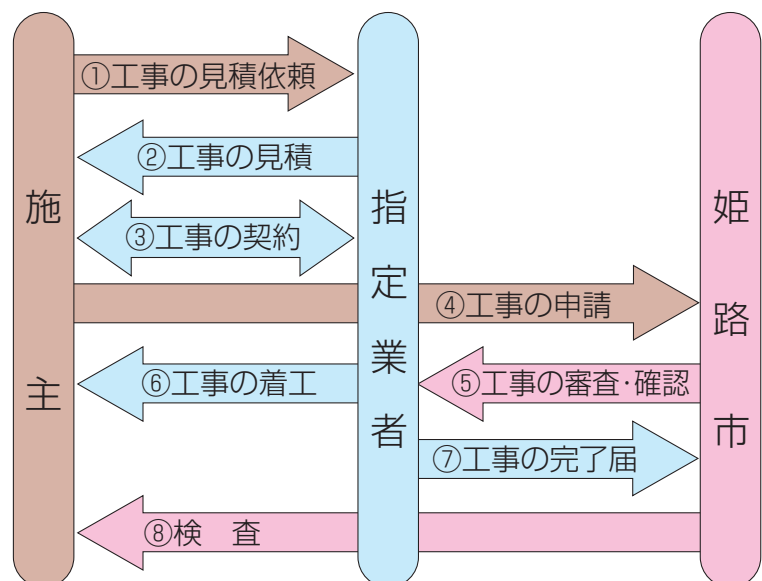
申請書類は、指定業者を通じて市へ提出され、市で書類審査を行い、確認することになります。

6. 工事が開始されます

7. 工事の完了と検査

工事の完了後、市が工事の完了検査を行います。

検査に合格すると水洗済証を交付しますので、玄関などの見やすいところに貼ってください。



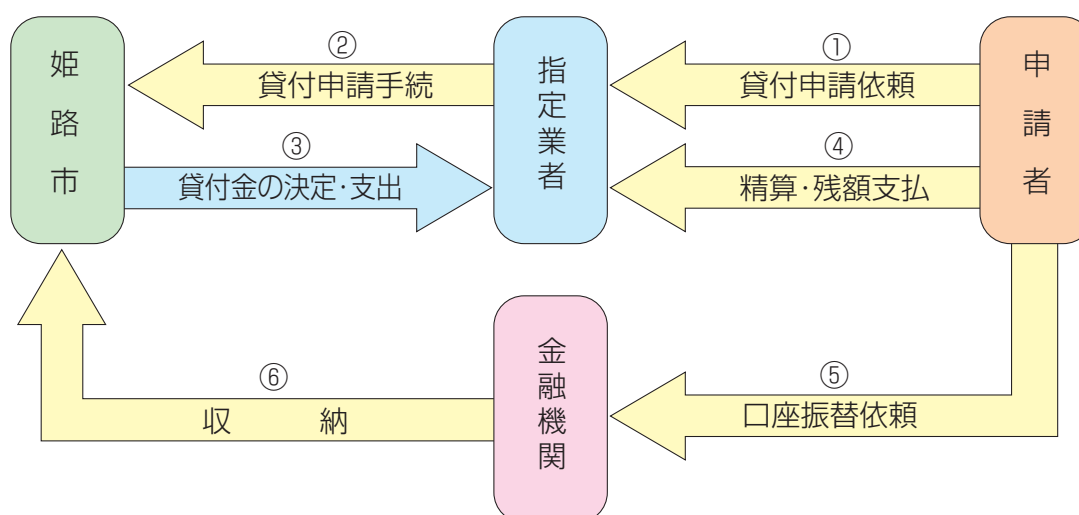
水洗便所改造資金の貸付け

住宅のくみ取便所を水洗便所に改造しようとする方（浄化槽撤去工事を含む）には改造資金の貸付制度がありますのでご利用ください。
なお、次のような家屋は対象となりません。

- ※事務所、店舗、工場等の住宅でない家屋（非住宅家屋）
- ※新築、増築家屋や法人所有家屋
- ※都市計画街路、公園その他の公共用地となる予定地にある家屋

1.貸付金額	1 設備につき ①付帯工事を伴う場合 45万円以内 ②付帯工事を伴わない場合 30万円以内 貸付金は市が指定業者へ振り込みします。
2.利 息	無利息
3.返済方法	貸付けを受けた翌月から口座振替制度 30か月均等払い
4.貸付を利用できる方	(1) 市民税及び受益者負担金（または分担金）を完納していること。 (2) 貸付けを受けた資金の償還について返済能力を有すること。 (3) 確実な連帯保証人（市内居住者で独立生計を営む者）があること。
5.用意していただく書類	(1) 市民税納税証明書（市民税が課税されていない方は、改造しようとする家屋の固定資産税課税証明書または在職証明書） (2) 印鑑登録証明書（借受人・連帯保証人） (3) 水洗便所改造資金借用証書

（ご利用を希望される方は、指定業者にご相談ください。）



私道への公共下水道の敷設

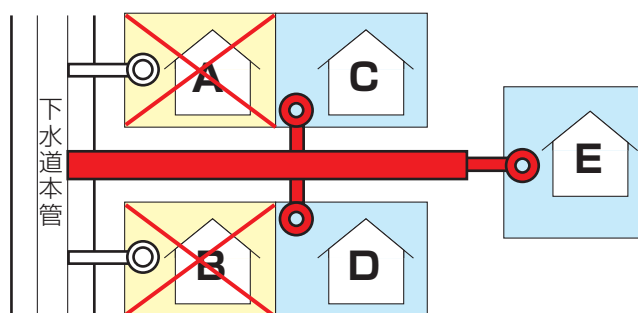
私道に下水道を敷設する場合は、原則として利用されるみなさんの費用で敷設していただきます。

しかし、一定の要件を満たす場合は、申請により市が私道に公共下水道を敷設します。（全額助成）

要 件

- (1) 私道の幅員が1.2m以上あり、境界が明白で下水道を敷設する余裕があること。
- (2) 敷設した下水道を利用する家屋が2戸以上あり、排水設備及びくみ取り便所の改造をすること。
(利用する家屋は、公道に面する家屋を除き2戸以上で、所有者が同一人でないこと。)
- (3) 私道の所有者が、下水道の敷設を承諾していること。

- 必要書類
- (1) 公共下水道敷設申請書
 - (2) 土地所有者の敷設承諾書及び私道維持管理確認書
 - (3) 私道の位置図及び土地所有者、敷設希望者の区画図
 - (4) 字限図(法務局に備えつけのものの写し)
 - (5) 土地の登記事項証明書(要約書は不可)



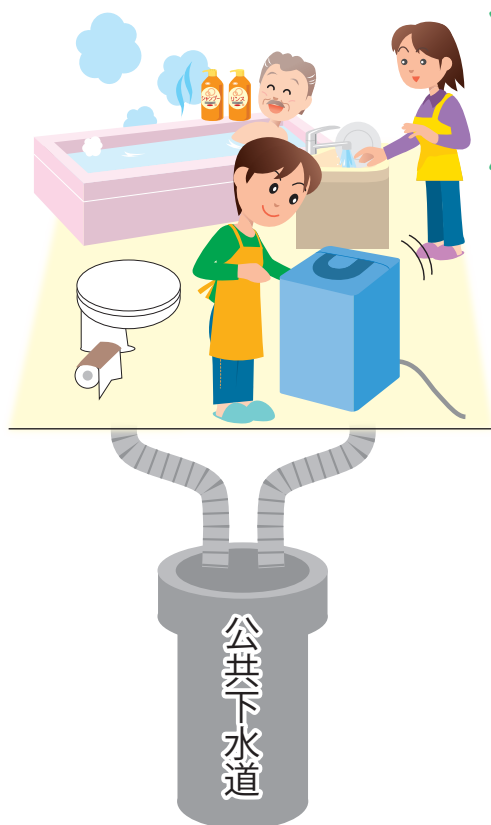
下水道の使用料

下水道を使用されている家庭や工場などから排出される汚水は、下水管を通して下水処理場に集められ、ここできれいな水にして川や海に流されます。それには、下水処理場やポンプ場の運転、下水管の掃除や修繕が必要です。そのために必要な経費はみなさまの使用料でまかなわれます。

流れる量は使った量

水道使用
の場合

水道の
使用水量が
汚水排出量



1. 下水道使用料を納めていただく人は……

家庭や工場などから汚水を下水道に排出する人は、すべて対象になります。

2. 下水道使用料の計算方法は……

- ① 水道を使用されている場合は、水道の使用水量により計算します。
- ② 井戸水などを使用されている場合は、使用態様に応じて汚水排出量を認定します。

【例 外】 製氷業などのように、使用水量と汚水排出量とが著しく異なる業務を営まれる場合は、申告によりその態様に応じて汚水排出量を認定します。

3. 下水道使用料を納めていただく方法は……

2か月ごとに、水道料金と一緒に水道料金センター（☎221-2711）で徴収します。

4. 下水道の使用の開始、休止及び廃止について……

下水道の使用を開始、休止又は廃止した場合、必ず上下水道サービス課まで届出をしてください。

井戸水等（水道水以外の水）を使用している方へお願い

次のようなときは、直ちに上下水道サービス課までご連絡ください。☎221-2658

1. 井戸水等を下水道へ排出するとき
2. ご家族の転入・転出や出生等に伴い、使用人員に増減があったとき
3. 井戸水等から水道水に切り替えたとき
4. 下水道の使用を廃止・再開したとき

下水道使用料早見表

《 下水道使用料早見表(2か月分) 》

●この使用料が適用されるのは、公共下水道、コミュニティ・プラント、集落排水の処理区です。

令和7年4月1日実施(消費税及び地方消費税含む)

使用水量(m ³)	使用料(円)	使用水量(m ³)	使用料(円)	使用水量(m ³)	使用料(円)	使用水量(m ³)	使用料(円)
0	2,266	21	3,221	42	6,743	75	13,953
1	2,305	22	3,385	43	6,946	80	15,136
2	2,345	23	3,549	44	7,150	85	16,318
3	2,384	24	3,713	45	7,353	90	17,501
4	2,424	25	3,877	46	7,557	95	18,683
5	2,464	26	4,041	47	7,760	100	19,866
6	2,503	27	4,205	48	7,964	150	33,066
7	2,543	28	4,369	49	8,167	200	46,266
8	2,582	29	4,533	50	8,371	300	75,636
9	2,622	30	4,697	51	8,574	400	105,006
10	2,662	31	4,860	52	8,778	500	141,416
11	2,701	32	5,024	53	8,981	600	177,826
12	2,741	33	5,188	54	9,185	700	214,236
13	2,780	34	5,352	55	9,388	800	250,646
14	2,820	35	5,516	56	9,592	1,000	323,466
15	2,860	36	5,680	57	9,795	1,500	533,566
16	2,899	37	5,844	58	9,999	2,000	743,666
17	2,939	38	6,008	59	10,202	3,000	1,183,666
18	2,978	39	6,172	60	10,406	5,000	2,063,666
19	3,018	40	6,336	65	11,588	10,000	4,263,666
20	3,058	41	6,539	70	12,771	20,000	8,663,666

《 使用料計算のしかた 》

基本使用料(税抜)	2,060円
従量使用料(1m ³ につき、税抜)	
○ 1m ³ ~ 20m ³	36円
○ 21m ³ ~ 40m ³	149円
○ 41m ³ ~ 60m ³	185円
○ 61m ³ ~ 100m ³	215円
○ 101m ³ ~ 200m ³	240円
○ 201m ³ ~ 400m ³	267円
○ 401m ³ ~ 1,000m ³	331円
○ 1,001m ³ ~ 2,000m ³	382円
○ 2,001m ³ 以上は	400円

☆下水道使用料は・・・

(基本使用料(税抜) + 従量使用料(税抜)) × 1.10 (1円未満切捨て)

例	2か月で43m ³ 使用された場合
基本使用料(税抜)	2,060円
従量使用料(税抜)	36円 × 20m ³ 720円
	149円 × 20m ³ 2,980円
	185円 × 3m ³ 555円
合 計	6,315円
	× 1.10
下水道使用料	6,946円
	(1円未満切捨て)

※上記の表で計算した額に消費税率10%を乗じる。(1円未満切捨て)

《 下水道使用料の算出簡易計算式 》

区 分	使 用 水 量	使 用 料
終 下 水 処 理 場 で 一 般 汚 水 を 処 理 し て い る 区 域	0m ³	2,060円 × 1.10
	1m ³ ~ 20m ³	(36円 × 使用水量 + 2,060円) × 1.10
	21m ³ ~ 40m ³	(149円 × 使用水量 - 200円) × 1.10
	41m ³ ~ 60m ³	(185円 × 使用水量 - 1,640円) × 1.10
	61m ³ ~ 100m ³	(215円 × 使用水量 - 3,440円) × 1.10
	101m ³ ~ 200m ³	(240円 × 使用水量 - 5,940円) × 1.10
	201m ³ ~ 400m ³	(267円 × 使用水量 - 11,340円) × 1.10
	401m ³ ~ 1000m ³	(331円 × 使用水量 - 36,940円) × 1.10
	1001m ³ ~ 2000m ³	(382円 × 使用水量 - 87,940円) × 1.10
	2001m ³ ~	(400円 × 使用水量 - 123,940円) × 1.10

※1円未満切捨て

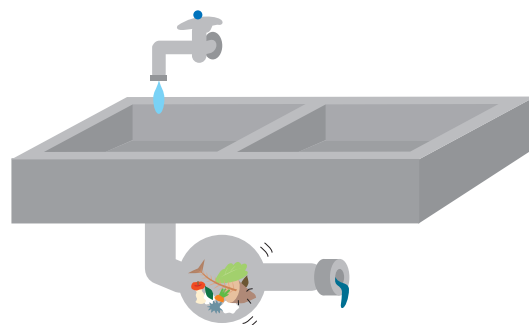
私たちの下水道を大切に

下水道は、何でも流せるというものではありません。下水道は、自然や私たちの生活環境をよくするための公共の財産です。そのため、下水道を利用する一人一人が注意して、お互いにルールを守りましょう。

台所では…

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などは、詰まりや悪臭が発生する原因となりますので流さないようにしましょう。

また、単体ディスポーザ（生ごみ粉碎機）も詰まりや悪臭が発生する恐れがありますので使用しないでください。



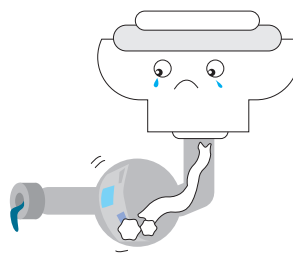
下水道には、ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など危険物は流さないでください。

揮発性の高い危険物は、大爆発を起こす原因になります。



水洗便所では…

トイレットペーパー以外の紙、異物を流さないようにしましょう。タバコやガムは詰まりの原因となります。

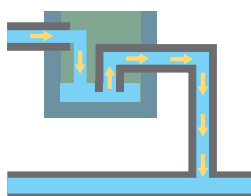


宅地内排水設備も定期点検を…

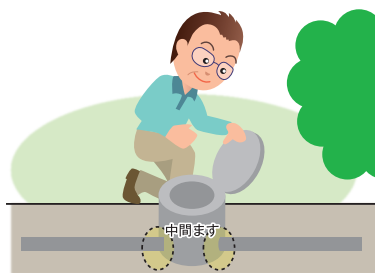
防臭ますの清掃・点検

風呂、台所からの污水が流れ出るところに、防臭ますがあります。パイプの一方が水につかっていますが、これで悪臭が部屋に入るのを防ぎます。

防臭ますの中にゴミがたまると悪臭がしますので、ますの中に付着しているゴミ、汚物を捨ててください。防臭ますは月1回程度掃除しましょう。



中間ますの点検



古くなるとビニールパイプとモルタルの継ぎ目から、漏水していることもありますので、定期的に点検されることをおすすめします。

トイレの漏水の点検

使っていないのに水洗トイレの水が、いつもチョロチョロ流れている場合は「漏水」です。これはタンク内の部品が故障しているのが原因です。図の点線で囲んだ部分に水を止める装置がありますから、これを閉めて水を止めたうえ、指定業者等に修理を依頼してください。



【ご注意】

※「姫路市から来ました。宅地ますの清掃〔点検〕をします。」などと言って、家庭訪問し、後で高額な料金を請求する民間業者があるようですが、姫路市では宅地内排水設備の清掃・点検などの業者委託はしていません。

宅地内排水設備は個人の管理責任のもとに、清掃・点検などについても個人負担で行うことになります。

私たちの生活排水は…

最近では、家庭からの排水（生活排水）が川や海の汚れの主な原因となっています。

また、くみ取便所や正しい管理をしていない浄化槽なども、病原菌や悪臭の温床になっています。

この生活排水は、公共下水道に接続されると、すべて公共下水道管に流され、下水道終末処理場できれいな水に生まれ変わります。

生活排水ってなに？

生活排水とは、し尿と日常生活から排出される台所、洗濯、お風呂からの排水のことです。

生活排水	台所排水	
	洗濯排水	
	風呂排水	
	その他	
	し尿排水	

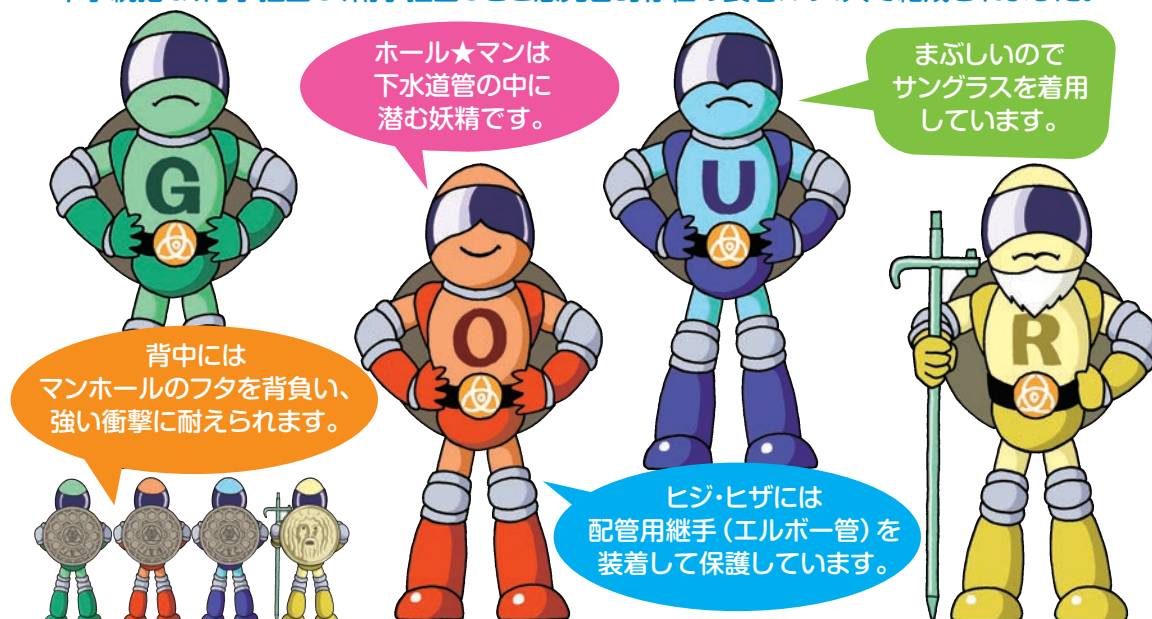
1戸の家庭から流される汚水の量はわずかでもみんなが流すと大変な量になります。

主な食品の汚れの程度			
食品の種類とする量	魚がすすめる程度に すすめるのに 必要な水の量	食品の種類とする量	魚がすすめる程度に すすめるのに 必要な水の量
しょうゆ 大さじ1杯15ml 	浴槽1.5杯 	みそ汁 おわん1杯200ml 	浴槽4.5杯 
米のとぎ汁 炊飯器の半分2ℓ 	浴槽4杯 	使用済み 天ぷら油 なべ1杯500ml 	浴槽330杯 

(注)魚がすすめる程度の水はBOD5mg/ℓ 浴槽1杯分は300ℓとして計算。

姫路市下水道普及促進キャラクター ホール★マンのご紹介

より多くの市民の皆さんに下水道に関心を持ち理解を深めてもらうため、下水統括G、汚水担当O、雨水担当Uとご意見番的存在の長老Rの4人で結成されました。



日々コツコツと街の環境・衛生の改善に励んでいますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

マンホール蓋デザインのご紹介

概 要

昭和62年に下水道50周年を記念し、市花・サギソウ模様入りのマンホール蓋を作成しました。四色のパステル調のもの（左）と黒と灰色のモノトーン調のもの（右）があります。現在、姫路駅北の大手前通り、御幸通り、姫路駅南側などに設置しています。



マンホール蓋の
デザインも色々あるね!!

平成5年に日本初の世界文化遺産に登録された国宝「姫路城」のデザインマンホール蓋です。平成28年に「平成の大修理」が終わったことを記念して製作しました。



お問合せ先

●公共下水道の工事のことは

下水道整備課 整備第一担当…… ☎221-2666
整備第二担当…… ☎221-2663

●公共ますの設置のことは

上下水道サービス課 排水担当… ☎221-2664
☎221-2684

●私道への公共下水道工事のことは

下水道マネジメント課 …………… ☎221-2148

●除害施設・特定事業場の届出のことは

下水道管理センター…………… ☎234-6073

●水洗化工事と貸付金のことは

上下水道サービス課 排水担当… ☎221-2656

●受益者負担金のことは

上下水道サービス課 排水担当… ☎221-2654

●下水道使用料のことは

上下水道サービス課 料金担当… ☎221-2658

●公共下水道のつまりのことは

下水道管理センター(維持・管理担当) ☎233-8111
休日・夜間は下水道管理センター ☎234-3506

宅地内排水設備の故障、詰まりのことは、姫路市下水道排水設備工事業者（指定業者）へ直接連絡してください。